

University Academic Repository

An Attempt to Exploring the Interface between
Accounting History Research and Business
History Research: Examining Mitsui' s Business
Administration and Closing Method in Early
Modern Japan

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-11-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯野, 幸江 メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/339

研究論文

会計史研究と経営史研究の接点を探るための一試案

～ 近世日本における三井家の経営と帳合法を例として ～

An Attempt to Exploring the Interface between Accounting History Research and
Business History Research:

Examining Mitsui's Business Administration and Closing Method in Early Modern
Japan

飯 野 幸 江

Yukie IINO

<要約>

近世日本において発展した和式帳合法の研究内容は、その技術的側面に焦点をあてたものが多く、それを商家経営と関係づけた研究はあまり行われてこなかった。それは近年における会計史研究と経営史研究の関係においても当てはまり、会計史研究の成果が必ずしも適切な形で経営史研究に貢献できていないことに現れている。

本稿では、近世日本における三井家の経営と帳合法の関係を素材として、会計史研究と経営史研究の接点を探り、会計史研究の成果を経営史研究に還元するアプローチを提示することを試みた。具体的には、企業活動の結果としての会計資料である『大元方勘定目録』を検討・分析することで、会計行為である三井家の帳合法を明らかにした上で、会計職能という視点から三井家の帳合法の意図を探ることで、経営史研究への接近を図るとともに、会計史研究の成果を経営史研究に還元することを試みた。

会計史研究と経営史研究は共に歩み寄り、互いの研究成果を還元しあうことによって、共に発展していくという相乗効果が期待できる。ここに会計史研究と経営史研究の接点を探る意義がある。

<キーワード>

会計史研究、経営史研究、三井家、帳合法、大元方、大元方勘定目録、会計職能

1 はじめに

近世日本は、幕藩制社会のもとで貨幣経済・商品流通が発展し、それに伴って商業が大きな発展を遂げた時代であった。商家では帳簿を設けて自らの経済活動を記録し、そこでは和式帳合法¹⁾と呼ばれる方法で帳簿が作成された。

和式帳合法については、これまで会計学者だけでなく経営学者によっても研究が行われてきた。会計学者による代表的な先行研究には、小倉（1962）、河原（1977）、西川（1993）などが、経営学者による代表的な先行研究には、作道（1966）、安岡（1970）²⁾、中部（1972）などがある。これらの先行研究は、いずれも近世日本における個別商家の帳合法の研究である。和式帳合法の研究というよりも、帳簿に関する代表的な先行研究には、大森（1921）、宮本又次（1957）などがある。これらの先行研究の特色として、帳簿体系、計算構造、会計処理法などの解明を中心とした個別商家の帳合法の研究であるということがあげられる³⁾。これらの先行研究では、各研究対象の商家において和式帳合法が成立した背景として経営史研究の成果が取り入れられているが、商家経営と関係づけた考察が深く行われているとはいえないところがある。同様に、和式帳合法の性格や発達段階を考察した先行研究として、新保（1971）、茂木（1976）、小倉（1978）などがあるが、いずれも和式帳合法の技術的側面に焦点をあてた考察となっている。

その一方で、和式帳合法は各家独自で発達したものであり、共通性に乏しく独自性が強いという特徴をもつことから、安岡（1995）は「各家の決算方法は、その商家の発展の仕方と業態から案出されたものであろう」（p.20）と述べており、和式帳合法の研究を商家経営と結びつけて考察していくことの必要性を示唆している。また、新保（1971）も、簿記史研究における和式帳合法の研究について、「帳合法そのものの変化・発展が徳川時代における一般的な経済発展とどのように関連していたかを、問わなければならない」（p.3）と述べ、そのために「徳川時代の商人経営で採られている帳合法はどのような経営上の必要性にもとづいて成立してくるのか、そのような帳合法は主として何を明らかにしようとしたのか、それぞれの帳合法はその商人経営にとってどのような意味をもっていたか、といった問題」（pp.2-3）の考察の重要性を述べている。すなわち、和式帳合法の研究がその技術的側面に関する内容にとどまるのではなく、それを商家経営と関係づけて研究していくことの必要性が述べられている。

しかしながら、経営史と関係づけた会計史研究は少ないばかりか、近年においては鈴木和（2015）が指摘するように、「それぞれがまったく異なる分野として研究がすすめられている」（p.82）状態にある。佐々木（2011）は、「会計史研究の果たすべき役割は、その研究成果が他の会計研究や会計教育の現場で生じている問題点解決のために貢献すること、ないしは役立つことにある」（p.9）と述べている。同様のことは会計史研究と経営史研究の関係においても当てはまる。しかし、橋本（2015）は、経営史研究において「会計数値を利用した研究がこれまでも数多く見られたが、それらがいかにして作られたのかといった点についての

関心は低下し、財務諸表上の数値をすべて客観的なものとして、安易かつ無批判に受け入れる姿勢が強まっているように思われる」(pp.1-2)と述べており、会計史研究の成果が適切な形で経営史研究に貢献できていないことを示唆している。

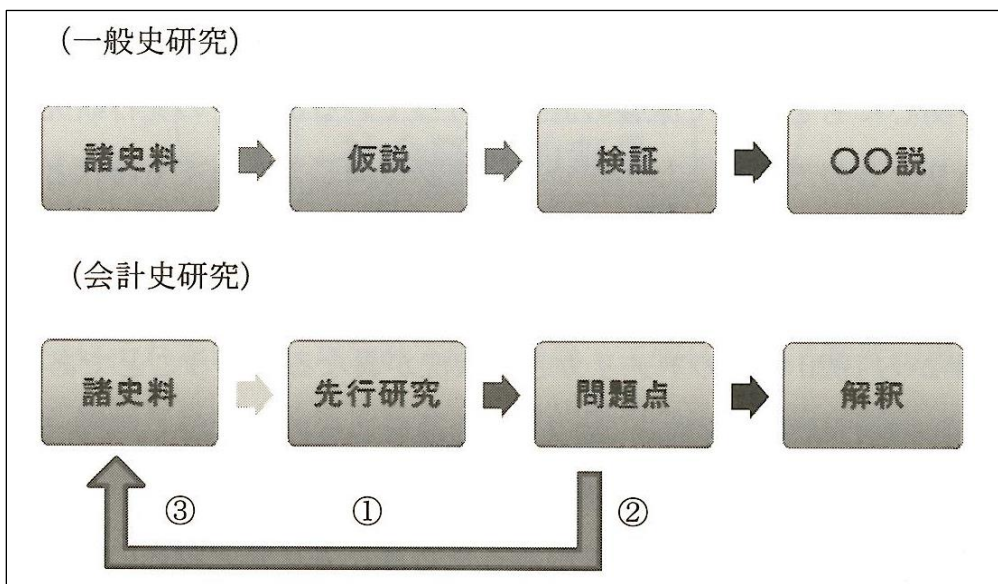
本稿は、会計史研究の成果を経営史研究に還元するには、たとえば近世日本を対象とした会計史研究においては、和式帳合法の技術的側面ならびにそれに基づいた会計理論の研究にとどまっていたのでは不十分ではないかという問題意識から、会計史研究と経営史研究の接点を探るための試みを行うものである。具体的には、会計史研究と経営史研究の接点を探るためのアプローチを考察し、近世における三井家の経営と帳合法を素材として、会計史研究の成果が経営史研究にどのように還元できるのかを提示していくことを目的とする。

2 会計史研究と経営史研究の接点を探るためのアプローチ

2.1 会計史研究のプロセス

桑原(2011)は、会計史研究のプロセスを一般史研究のプロセスと比較する形で、図1のように示している。

図1 一般史研究と会計史研究のプロセス



(出所) 桑原(2011) p.17。

一般史研究では、諸史料をもとに仮説を立て、それを別の資料等によって検証し、新たな仮説を導出し、それを繰り返すことによって〇〇説という最終的な主張・結論が導き出される。それに対して、会計史研究ではまずは研究テーマに関する先行研究のサーベイを行い、その先行研究に対する疑問点や問題点を洗い出しながら諸史料にあたるのが一般的である。

その意味では、①先行研究―②問題点・疑問点―③諸史料という流れになるという (p.17)。

ここで行われる先行研究のサーベイは、会計史研究だけにとどまらない。経営史、経済史、および法制史などの隣接科学の歴史研究に及ぶこともある。個別商家の帳合法の研究の場合、会計史の先行研究に加えて、経営史の先行研究のサーベイが欠かせない。なぜならば、その商家のビジネスがどのような手法で、どのような組織のもとで、どのように発展していったのかの知識がなければ、諸史料にあたった場合に、誤った解釈や見当違いの解釈を導く恐れがあるからである。

会計史研究のプロセスは、経営史研究を行う場合のプロセスにもあてはまるだろう。それでは、経営史研究を行うにあたって先行研究をサーベイする際に、そこに会計史研究は含まれるだろうか。経営史研究を行うにあたって、どのような会計史研究が有用なのだろうか。会計史研究と経営史研究の接点はどこに求められるのだろうか。以下では、これらのことを検討していく。

2.2 会計史研究と経営史研究の接点を探るためのアプローチ

ここでは、鈴木良 (2004) を参考に、会計史研究と経営史研究の接点を探るためのアプローチを検討していく。

鈴木良 (2004) は、経営史を「ビジネス発展の諸論理や企業構造を解明することを課題とした研究分野である」(p.8) と定義している。そして、「ビジネスの歴史は企業発展の多角的論理をたどる。異なった論理は異なった論理としてそれぞれたどる、論理の違いが企業発展のあり方の違いを生み出す。それは、企業の外部条件との相互作用をも扱う」(p.6) ものとして、企業発展の論理を定義しなおしている。

鈴木良 (2004) は、異なったタイプのビジネスが存在し、それらが異なった原理で動いてきたことを検証するための最も確実な手法は、会計資料を使う方法だと述べている (p.6)。そして、経営史上のいかなる出来事も会計資料抜きには論証できないとして、すでに会計史は経営史に取り入れられているという (p.1)。

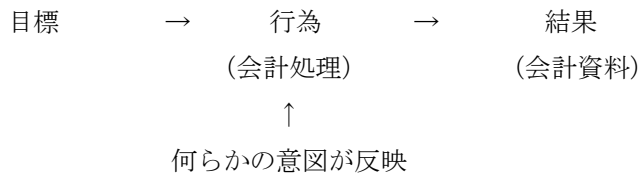
鈴木良 (2004) は、会計資料を用いて経営史上の出来事を検証する際の問題を二つあげている。一つは、「目標」と「結果」の関連を検証することである。目標が意図しない結果に終わることはしばしばあるが、意図に反してであれ、その意図があったがゆえにそのような結果になったからこそ、目標は重要である。「目標」と「結果」の関係をどのようにたどるかというのが、第1の問題であるという。もう一つは、「目標」そのものを検出することである。多くの場合、会計資料をとおして知ることができるのは「結果」だけである (p.6)。そこで、結果である会計資料から、どのように目標を推定していくかが第2の問題であるといえるだろう。

鈴木良 (2004) は、これらの問題に対して、「結果から目標を検出し、さらにそれを検証して、企業発展の論理、すなわちここで定義しなおした意味における企業発展の論理を解明す

ることは可能である、と考えている」(p.7) と述べている。

鈴木良 (2004) の述べる「目標」と「結果」の関係から、企業の経営活動と会計の関わりを整理すると、図2のようになるだろう。

図2 企業の経営活動と会計の関わり



企業の経営活動は、まずは目標が設定され、それに基づいて何らかの行為がなされ、何らかの結果が生じる。結果が会計資料を指すのであれば、会計資料は何らかの会計処理が行われた結果を示したものであるから、行為には会計処理が該当する。会計処理は何らかの目的を果たすために行われるので、そこで行われた会計処理方法には経営者の何らかの意図が反映していると考えられる。

鈴木良 (2004) が述べるように、結果から目標を検出することが可能であるならば、会計史研究では会計資料の検討・分析を通じて会計処理方法を明らかにし、行為の意図を推定することが可能ではないかと考えられる。ここに会計史研究と経営史研究の一つの接点があり、会計史研究の成果を経営史研究に還元できるようなアプローチがあると考えられる。次節以降では、三井家を例に、三井家の帳合法の構造や内容の分析を通じて、それが商家経営においてどのような意図で行われていたのかを検討していく。

3 和式帳合法の生成と三井家の経営

3.1 和式帳合法が生まれた背景

洋の東西を問わず、簿記が生まれた背景には、貨幣経済と商品流通の発展と商人の営業形態の変化があげられる。日本で和式帳合法が生まれたとされるのは近世である。

宮本又郎 (1995) は、近世社会の特質として6つをあげている。第1は、朝廷・公家および寺社などのいわゆる古代勢力に代わって、世俗の経済的価値や法則が人々の行動様式に影響を与えるようになったことである。第2は、近世大名による領国市場の成立ならびに領国間市場の成立は、経済活動の広域化を促し、大坂・江戸・京都などの中央経済都市が発達することとなったことである。第3は、稲作農業の安定化により定住の稲作農家が広範に生まれ、町場で商工業を営む人々を含めて、都市の発達を支えたことである。第4は、士農工商という身分制度の確立により分業制度が成立し、都市と農村の間に物財の流通が生じるようになったことである。第5は、中国と西洋の影響を最小限にとどめて、国家の自立をはかる

うとする意識が鮮明に現れてきたことである。第6は、徳川幕府によって事実上初めて国内通貨が統一されたことである (pp.2-4)。

このような近世社会の特質は、和式帳合法の生成に大きく関わっている。まず、第6の特質にあるように、国内通貨の統一は、貨幣経済の発展を促したばかりでなく、商取引を貨幣で記録することを可能にした。次に、第2、第3、および第4の特質にあるように、分業制度の成立による農村と都市の間の領国内での物財の流通、および領国間の物財の流通は、商品流通の発展だけでなく、商人の営業形態を変化させた。また、第5の特質は、和式帳合法が西洋式簿記の影響を受けることなく、わが国独自で発展したことと関係するであろう。ここでは、第2、第3、および第4の特質と和式帳合法の生成の関わりを、もう少し詳しく述べていくことにする。

中央市場・領国市場が成立し、廻船機構の確立によって両者が結ばれるようになると、そこに集荷される諸商品を扱う商人たちは、問屋・仲買・小売に機能分化していった(林、1991、p.164)。さらに水平的には商品ごとに専門商人が登場することとなった。江戸時代においては、大量取引を担当する中心となったものは問屋であった。17世紀後半に成立した問屋について、宮本又郎(1995)は3つの特徴を指摘している。第1の特徴は、大衆の需要に応える卸売業者であったことである。第2の特徴は、専門商品について大量仕入、大量販売を行い、薄い口銭を資本の回転で補うという商法に転じたことである。第3の特徴は、こうした商家では、それぞれ商家ごとに明確な経営指針の制定がみられ、経営組織の整備が行われ、店則の制定など日常の経営管理にも進歩がみられるようになったことである (p.19)。

このように多数の奉公人を擁する大規模な問屋では、常設店舗を構えて営業を行うようになる。現金による商取引もあったが、掛け売りのほうが多かったため、商人は各種の帳簿をつけることが必要となった。仕入・販売の両側面で、取引先別、商品別に帳簿を作成したり、金銭、荷物の出入りを記載する帳簿などを用意し、それぞれを照合することで間違いを防いだ(林、1991、p.170)。

商人の営業形態が、中世における市場での営業から近世における常設店舗を構えた営業へと移行したことは、継続企業としての性格をもつ営業形態に変化したことを意味する。これらの問屋や商家が継続企業としての性格をもつのであれば、期間損益計算の必要が生じてくる。和式帳合法が単なる備忘記録にとどまらず、損益計算を行うレベルのものを含んでいるのは、近世日本における商品流通の発展により、継続企業としての性格をもつ商家が登場してきたという背景があったからである。

3.2 三井家の創業

三井家の創業は、延宝元(1673)年、三井高利が伊勢松坂での金融業による蓄財をもとに、江戸と京都に呉服店を開いたことに始まる。同じ呉服店であっても、京都店は仕入店、江戸店は販売店という性格をもっていた。京都での商品仕入れの特徴は、江戸注文がなくても、

そのときの下値になっているものを多く買い取り、江戸店に送りつけ、商人たちに現金で売るか、質屋に入質して換金し多くの利益を得たという。さらに店先売りという現金売りを始めたことによって利益を伸ばした。当時の呉服店は、武士層を顧客とする掛売りが主たる販売法であったので、三井家で町人層を顧客とする現金売りによる販売を始めたことによる意義は大きい。江戸の人口増加による町人層の増加、および京都での注文なしでの大量買付けによる呉服値段の低下といった仕入面による工夫は、三井家の発展に大きく貢献した（三井文庫、1980、pp.23-25）。

天和3（1683）年には江戸に両替店を、貞享3（1686）年には京都に両替店を開設した。当初は江戸呉服店から京都呉服店へ売上代金を送金する必要性から両替店が開設されたのであるが、その後は両替業が呉服業と並ぶ三井家の収益源となる。

当時、江戸から京都・大坂への送金が多く、ほとんどが片為替の状態であった。そこに着目して幕府は、大坂における御金蔵の金銀を両替商に渡し、両替商はこれでもって上方町人から江戸向の逆為替（下為替）を買い入れ、為替手形を江戸に送って、江戸商人より代金を取り立て、それを幕府に上納させる仕組を考えたのである。すなわち、江戸から大坂への商品代金の送金と、大坂から江戸への公金輸送とが、公金為替によって相殺されたのである。公金為替を請け負った両替商は、大坂で御為替金銀を受け入れてから江戸で幕府に上納するまで、60日（後に90日ないし150日に改正）の期限が認められていた。幕府は両替商に手数料を支払わないが、両替商は多額の現金銀を上納期限までの間に無利息で運用することができた（中田、1958、pp.164-165）。

三井家では幕府の御為替御用を引き受け、呉服業に両替業を有機的に結びつけることによって、さらに大きな利益を得ることができた。元禄4（1691）年には大坂に呉服店と両替店を開設し、江戸・京都・大坂の3都において、三井家の基幹事業となる呉服業と両替業が成立したのである。このことはまた三井家における帳合法の生成基盤が整ったことを意味するものである。

3.3 三井家の営業店・同苗・大元方

3.3.1 三井家の営業店

三井家では延宝元（1673）年の創業後、営業発展に伴い、店舗数を増やしていった。当時の経営拡大は、1店規模を拡大するより、店舗数を増やすことに重点をおくのが一般的であったためである（三井文庫、1980、p.24）。三井家の営業店は3つのグループに大別され、呉服店を中心とする営業店からなる本店一卷、両替店を中心とする営業店からなる両替店一卷、および松坂店からなっていた。

中井（1966）によれば、営業店の数は時期によって変化があるが、1730年代以降になるとほぼ固定されたという（p.89）。中井（1966）が作成した江戸時代三井営業店組織の図（p.89）によれば、1730年代以降の本店一卷所属店は、京都本店、江戸本店、大坂本店、江戸向店、

江戸芝口店、京都上之店、京都勘定所、京都紅店、江戸糸見世の9店である。両替店一卷所属店は、京都両替店、大坂両替店、江戸両替店、京都糸店、京都間之町店の5店である。なお、京都糸店と京都間之町店は、国産の生糸、絹織物を取り扱う営業店であるが、京都糸店が享保14(1729)年、京都間之町店が享保20(1735)年にそれぞれ担保流れとして京都両替店の手に入った事情から、両替店一卷の所属となっている(中井、1966、p.90)。松坂店は、三井家発祥の地である伊勢松坂で勢州木綿の買付に従事していた。松坂店は大元方直属の営業店であり、江戸向店の勢州木綿の仕入店であった(三井文庫、1980、p.191)。

3.3.2 三井家の同苗

三井家では一族のことを同苗といい、本家と連家によって構成されていた。三井家同苗の構成は、三井高利の長男である高平が享保7(1722)年に作成した『宗竺遺書』⁴⁾(三井文庫所蔵史料、三井家同族会旧蔵書類)において定められている。『宗竺遺書』では三井家を構成する家を本家6軒、連家3軒とし、9軒をもって三井家同苗と規定した。本家は北家、中立売家、新町家、竹屋町家、南家、および出水家の6軒であり、連家は松坂南家、松坂北家、および小野田家の3軒である。本家のうち北家が三井家の総領家となる。その後、享保15(1730)年に家原家、元文5(1740)年に長井家の2軒が連家に加わり、三井家の同苗は11軒となった(三井文庫、1980、pp.145-146)。

この他に『宗竺遺書』では三井家同苗に関わることとして、親分とそれを補佐する頭領役、同苗各家の資産配分、家産の所有形態などが定められている。

親分は、全三井家を統轄し代表する者であり、同苗に対する規制力をもっていた。同苗のうちで親分の指示に従わず、家業を疎かにする者がいれば、他の同苗と相談の上、隠居あるいは伊勢松坂に押し込め、最も強い規制として同苗の列から外すことまで明記している。親分は原則として総領家から出すことになっていた。頭領役は、同苗の中でも年長者の3人がこれにあたり、親分を補佐した。『宗竺遺書』では、頭領役の仕事として営業方針の決定、勘定目録の吟味など営業全般の管理を行うことが定められていた(三井文庫、1980、pp.126-129)。

同苗各家の資産配分については、身上(資産、家産)の総有高を220として、各家の配分割合を定めている。その後には「本家六軒連家三軒 合九軒身上一致之家法也」という一文を加えたことにより、家産の共同所有という原理が制度化された(三井・山口、1969、p.254)。これは資産の配分割合によって同苗各家の持ち分が定められていても、三井家の家産は実際には配分することのできない総有財産であることを意味している。

3.3.3 大元方制度

大元方は、宝永7(1710)年に三井家の事業と同苗の統轄機関として設立された。大元方の事務所は京都にある営業店の一つである御用所に置かれ、定期的な寄合がもたれていた。

大元方設立当初の寄合の出席者は、頭領役の同苗3人と元々と呼ばれる筆頭手代⁵⁾であり、

この他に各営業店において重要な役職についている主だった手代も参加することになっていた（三井文庫、1980、pp.100-102）。その後、享保元（1716）年正月に各営業店宛に寄合の仕方を申し渡した「覚」には、大元方寄合は月 2 回とし、そのうちの 1 回は元方掛り（頭領役）の同苗と元メだけによる内寄合（後に元方寄合となる）、もう 1 回は惣同苗と元メ以下各営業店の名代や支配人までを含めた大寄合（後に月並寄合となる）とした（三井文庫、1973、pp.782-783）。

大元方寄合における審議内容は、大寄合（月並寄合）では人事任免を中心とする営業店の庶務事項が審議された（三井文庫、1973、p.786）が、内寄合（元方寄合）では、たとえば享保 8（1723）年には奢侈禁止令など幕府法令の同苗や営業店への通達、支配人などへの元手銀支給、営業店への普請金の貸付、もと奉公人への合力、営業店の不良資産の処分など、さまざまなことが審議された⁶⁾（三井文庫、1980、p.139）。

ところで、統轄機関としての大元方は、営業店と同苗をどのように支配していたのだろうか。

大元方の営業店に対する支配については、大元方が設立される直前の宝永 6（1709）年 12 月に、各営業店に申し渡された『規矩録』⁷⁾ によって知ることができる。ここでは京都両替店に宛てた『両替店規矩録』（三井文庫所蔵史料、新 9）によって、大元方の営業店に対する支配をみていくことにする。

『両替店規矩録』の最初の条項で、大元方から銀 1,000 貫目を「元建」として京都両替店に渡し、それに対する「商徳功納」として京都両替店は元方に 1 年に銀 200 貫目を渡すことが規定されている。「元建」以外に大元方から借り入れた場合は利息を支払うことが定められ、その額は銀 1,000 貫目以上が年 7 歩、銀 500 貫目以上が年 9 歩、銀 500 貫目以下が年 1 割と定められていた。「商徳功納」については、毎年必ず決められた額を納めるべきものとし、納められない場合は大元方から借り受けてでも納めることが定められている。利益が「商徳功納」を納めても残った場合は、この店は手柄を立てたこととされ評価された。「商徳功納」を納めて残った利益は、その 10 分の 1 を支配人から上座の者まで褒美銀として支給されることとされた。その他の分については、手代元手銀や役料、火災による損失や普請料、貸倒れや手代引負、店からの届けけや臨時出費に充てられることとされた。また、三井家の者が店に在勤しているときの諸費用（小遣入用や上下の路銀）は、大元方へ振替請求することとされた（三井文庫、1973、pp.259-261、三井文庫、1980、pp.96-97）。

このように『規矩録』は、大元方から各営業店に対して、出資とそれに対する「功納」、融資と利息、および利益処分について詳細に定めた規定である。また、三井家の者の諸費用は大元方に振替請求することが定められていることから、三井家（同苗）の費用は営業店ではなく大元方で負担することとされているのがわかる。

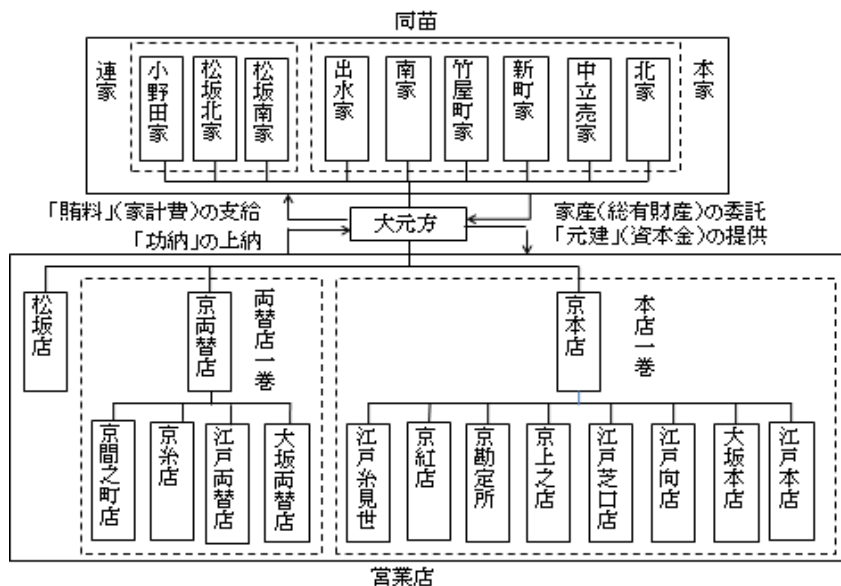
次に大元方の同苗に対する支配は、三井家に関わる費用を大元方から支出することによって行われた。すなわち、三井各家の賄銀（家計費）や普請代の諸経費の他、社寺への支払い

や結婚費用等の三井家に関わる費用は大元方から支出されることになった(三井文庫、1980、p.99)。賄銀をはじめとする大元方が負担する三井家の費用は、『宗竺遺書』によって詳細が規定され、大元方は同苗の経済生活を支配することになった⁸⁾。

このように大元方は三井家の事業と同苗の統轄機関として、各種の規定や規則などを通じて支配した。経済的な側面では、大元方は営業店に対して「元建」(資本金)を提供し、それに対する見返りとして営業店から毎期一定額の「功納」を受け取るという関係を通じて、営業店を支配した。大元方が事業資産として用いていたのは、同苗が共同所有する三井家の家産(総有財産)であり、それは同苗が分割したり自由に使用できたりする性格のものではなかった。三井家の家産は同苗から大元方に事業資産として提供され、大元方はそれを営業店に出資することで事業を経済的に統轄していたのである。一方、大元方は同苗から事業資産として三井家の家産を委託される見返りとして、同苗に一定額の賄銀を支給するという関係を通じて、同苗を経済的に支配した。

大元方・営業店・同苗の3者の経済的な関係をまとめると、図3のようになる。図3に示す営業店と同苗は、それぞれの組織がほぼ固定した1730年代頃のものである。

図3 1730年代頃の三井家の営業店・同苗・大元方



(出所) 中井 (1966) p.89、および西川 (1993) p.111 にもとづいて作成。

4 三井家の帳合法

4.1 大元方の帳簿

大元方では数多くの種類の帳簿が作成された。そのうち大元方の決算に関わる帳簿は、『大元方勘定目録』、『金銀出入寄』、『金銀出入帳』、および『家有帳』の4種類である。『大元方

勘定目録』、『金銀出入寄』、および『金銀出入帳』は7月14日と12月末日を決算日として、年に2冊の帳簿が作成された。『家有帳』は每期作成されるのではなく、1冊の帳簿の中に65年間分の大元方所有の不動産が記載されている。本節では『大元方勘定目録』を除く3つの帳簿について簡単に述べ、三井家の帳合法を集約する『大元方勘定目録』については次節で述べることにする。

『金銀出入帳』は、文化6(1809)年から明治6(1873)までのものが欠けることなく現存している⁹⁾。『金銀出入帳』は、会計期間中に実際に発生した金銀出入のすべてを記録した帳簿であり、期末の差引残高は『大元方勘定目録』の「有金銀」の額となって現れる(三井文庫、1973、p.812)。しかしながら、『金銀出入帳』は、単なる現金出納帳ではなく、『大元方勘定目録』に集約される取引のすべてを現金式仕訳によって記した仕訳帳でもあり、記帳される取引には、金銀収支の伴わない帳簿上だけの取引も含まれている¹⁰⁾(西川、1993、pp.335-336)。収益や費用を現金主義ではなく発生主義で認識しており、現金出納帳というよりも今日の仕訳帳に相当する主要簿といえる。

『金銀出入寄』は、宝永7(1710)年から、明治6(1873)年までの約160年間にわたって作成され続け、一部の会計期間を除いてほぼ現存している¹¹⁾。『金銀出入寄』は、期末に『金銀出入帳』の個々の金高を各勘定別に集計したものであり、総勘定元帳といった性格のものであるとされている(三井文庫、1973、pp.812-813)。『金銀出入寄』は、負債勘定を集めた「預り方」、資産勘定を集めた「貸し方」、収益勘定を集めた「入方」、および費用勘定を集めた「払方」の4部分に大別されている。「預り方」と「貸し方」の各勘定の記帳方法は、前期の『金銀出入寄』から各項目別に残高とその摘要が書き写され、期中に増減があればその額が『金銀出入帳』から転記され、期末残高が計算される(西川、1993、pp.341-343)。「入方」と「払方」の各勘定は、『金銀出入帳』から期中の発生額が転記される。『金銀出入寄』には、残高勘定や損益勘定といった集合勘定と資本金勘定はない。それを除けば、記帳方法も転記方法も今日の総勘定元帳と変わるところはない¹²⁾。

『家有帳』は、宝永7(1710)年から安永3(1774)年にわたって、大元方が所有していたすべての不動産(家屋敷と新田)の沽券状記載事項の要点と、大元方でつけた評価額を記してある帳簿である¹³⁾(今井、1974、p.197)。『家有帳』を大元方の決算に関わる帳簿としているのは、大元方の不動産は主要簿では簿外処理をされているからである。すなわち、総勘定元帳に相当する『金銀出入寄』では、資産勘定を集めた「貸し方」に不動産に関する項目が出てこないし、『大元方勘定目録』においても不動産は資産計上されていない。しかしながら、『大元方勘定目録』では期末資本計算において不動産が計上され、それは『家有帳』から転記されているため、『大元方勘定目録』の作成に『家有帳』は欠かせない帳簿なのである。今井(1974)は『家有帳』を、「安永3(1774)年までの大元方の勘定帳簿の体系の中で、『金銀出入寄』とならぶ位置にもあるといえる」(p.197)と述べ、「大元方の不動産の台帳であると共に、元帳を兼ねた性格の帳簿」(p.197)と評価している。

4.2 『大元方勘定目録』

4.2.1 『大元方勘定目録』の概要

『大元方勘定目録』は、大元方が設立された宝永 7 (1710) 年から、大元方が新たに設立された三井組大元方に吸収される明治 6 (1873) 年までの約 160 年間にわたって作成され、一部の会計期間を除いてほぼ現存している。三井家の決算は 3 段階に分かれて行われ、それぞれにおいて決算帳簿が作成された。決算の第 1 段階は、営業店レベルでの決算で、各営業店は毎期末にその所属する一巻の本店である京都店に決算帳簿を提出するというものである。第 2 段階は、一巻 (グループ) レベルでの決算で、本店と両替店の京都店は自店を含む一巻の決算を行い、それを大元方へ提出するというものである。第 3 段階は、大元方の決算であり、大元方は両一巻の決算と自己の収支を含めて総決算を行うというものである (三井文庫、1973、pp.810-811)。大元方傘下の営業店に対する投融資は、三井家同苗が共同所有する家産が元手であったので、大元方の決算は三井家の事業だけではなく、三井家全体の決算でもあった。

ところで、『大元方勘定目録』は筆頭手代である「元々」によって作成され、長老格の同苗に提出された。さらに三井家の事業経営を担っていた複数の同苗によって立会い改めが行われた。

4.2.2 『大元方勘定目録』の構造と内容

『大元方勘定目録』は、財産計算部分、損益計算部分、および期末資本計算部分の 3 つから構成されている¹⁴⁾。

財産計算部分は、資本・負債の項目から構成される「預り方」と資産の項目から構成される「貸シ方」からなる。「預り方」の最初には、期首資本を示す「有銀」が記載される。財産計算部分の最後には、資本・負債 (「預り方」) 合計と資産 (「貸シ方」) 合計の差額として当期純利益が計算される。表 1 は享保 9 (1724) 年の『大元方勘定目録』の財産計算部分を整理したものであり¹⁵⁾、当期純利益として「延銀」が計上されている。このように「預り方」と「貸シ方」は、今日の貸借対照表に相当する部分となっている。

表 1 『大元方勘定目録』の財産計算部分 (享保 9 年下期)

貸シ方(資産の部)		預り方(資本・負債の部)	
	貫 匁		貫 匁
店々元建かし	2,685,000.000	有銀	10,337,276.062
営業店かし	8,287,400.114	功納外延銀請取	1,585,533.275
同苗かし	53,013.560	元手銀預り	264,050.000
紀州様かし	285,000.000	利足積	132,864.300
大名かし	156,250.000	営業店預り	1,090,893.750
手代・町人・寺社・その他かし	563,211.666	同苗預り	200,205.340
穴蔵・土蔵	3,755,000.000	その他預り	75,333.020
その他	110,732.450	延銀	2,309,864.197
有金銀	100,412.154		
	<u>15,996,019.944</u>		<u>15,996,019.944</u>

(出所) 三井文庫 (1973) pp.652-670 から作成。

損益計算部分は、収益の項目から構成される「入方」と費用の項目から構成される「払方」からなる。損益計算部分の最後には、収益（「入方」）合計と費用（「払方」）合計の差額として当期純利益が計算される。これは財産計算部分で計算される当期純損益と一致する。表2は享保9（1724）年の『大元方勘定目録』の損益計算部分を整理したものであり、そこでの「延銀」は財産計算部分で計算されたそれと同額となっている。このように「入方」と「払方」は、今日の損益計算書に相当する部分となっており、『大元方勘定目録』では今日の複式簿記と同様に、財産計算と損益計算の両面から当期純利益が計算されていたのである¹⁶⁾。

表2 『大元方勘定目録』の損益計算部分（享保9年下期）

払方(費用の部)		入方(収益の部)	
	貫 匁		貫 匁
旦那衆御隠居料	13,100.000	店々功納外延銀入	2,466,599.430
旦那衆御賄方	171,921.740	店々功納	193,750.000
仲々間出し切	129,680.515	店々臨時納	67,436.370
御屋敷方附届入目	11,648.340	江戸有家宿賃取立高	42,805.827
仲々間普請料	90,211.000	大坂有家宿賃取立高	930.640
旦那衆江戸上下路金	1,650.000	利足入払 差引シテ取方	33,987.645
旦那衆於江戸・大坂小遣雑用	5,521.440	御為替利足 差引シテ徳用	13,033.830
店々役料	8,518.800	小判直違徳入	359.100
元々・名代役料	21,470.000		
元々隠勤料	3,000.000		
御合力	1,073.200		
諸方下屋敷入目宿賃之入	1,136.160		
大元方会所小払	107.450		
金直違損	50,000.000		
延銀	2,309,864.197		
	<u>2,818,902.842</u>		<u>2,818,902.842</u>

(出所) 三井文庫(1973) pp.652-670 から作成。

期末資本計算部分は「元建差引」と呼ばれる部分において、期首資本に当期純利益を加えて期末資本が計算される。すなわち、財産計算部分の冒頭に記載されている期首資本（「有銀」）に、財産計算部分と損益計算部分において計算された当期純利益（「延銀」）を加えて期末資本を計算するのである。期末資本は、次期の『大元方勘定目録』に期首資本（「有銀」）として記載される。「元建差引」では、期末資本に『家有帳』に記載の不動産所有額を加えて、修正後期末資本が計算される¹⁷⁾。表3は享保9（1724）年の『大元方勘定目録』の期末資本計算部分を整理したものである。

表3 『大元方勘定目録』の期末資本計算部分（享保9年下期）

		貫 匁
期 首 資 本	有銀	10,337,276.062
当 期 純 利 益	延銀	2,309,864.197
期 末 資 本		12,647,140.259
不 動 産	江戸有家	2,465,812.500
	大坂有家	210,500.000
	京・伊勢居宅并京店々下屋敷	319,500.000
修正後期末資本	惣有物高	15,642,952.759

（出所）三井文庫（1973）pp.652-670 から作成。

「元建差引」で修正後期末資本が算出された後、それに基づいた同苗各家の持ち分計算が行われて、『大元方勘定目録』の会計計算部分が終了する。同苗各家の持ち分は、修正後期末資本を『宗竺遺書』で定められた配分割合で計算される。表4は享保9（1724）年の『大元方勘定目録』の同苗各家の持ち分計算部分を整理したものである。

表4 『大元方勘定目録』の同苗各家の持ち分計算（享保9年下期）

同苗	割歩	銀高
		貫 匁
北家	62	4,408,466.600
中立売家	30	2,133,129.000
新町家	27	1,919,816.100
竹屋町家	25	1,777,607.500
南家	22.5	1,599,846.750
出水家	22.5	1,599,846.750
松坂南家	8	568,834.400
松坂北家	6	426,625.800
小野田家	7	497,730.100
余慶	10	711,049.759
合計	220	15,642,952.759

（出所）三井文庫（1973）pp.652-670 から作成。

5 商家経営における三井家の帳合法の意図

5.1 会計職能の意義

三井家の帳合法がどのような意図をもって行われたのかを検討していくにあたって、会計がもつはたらきや役割という視点から検討したい。会計がもつ何らかの機能や役割こそが、経営目標ないし経営目的を達成するための行為としての会計処理法の選択を行わせると考えるからである。

会計がもつ機能や役割は、会計職能と呼ばれることが多い。黒澤（1959）は、会計職能とは「会計が、企業ならびに社会のために果たすべき主要な役割」（p.3）と述べ、吉田（1980）は、「会計職能は、社会思想史的背景を持ち、社会制度の一角として形成される会計制度が社会の必要を充足するために期待される機能である」（p.94）と述べている。

一方で、森藤（1994）は、「会計職能を『会計に期待される役割』と定義し、それは時間や空間の関数とみなされるべき会計に対する社会的要請を意味する」（p. i）として、「会計の機能は記録・処理・報告であり、これを比較的最近の用語法で言えば、測定と伝達となる。測定あるいは伝達というはたらきは、会計に向いている仕事あるいは会計が存在する以上しななければならない仕事であり、どのような時代どのような場所においても会計である限り行われる営為である」（p.19）として、会計職能と会計の機能、すなわち会計が本来もつはたらきを区別している。

比較的最近の文献では、若杉（2009）が「会計の職能とは会計の果たす役割をいう」（p.27）と述べている。

社会経済環境が異なることによって期待される会計職能に差異があり（染谷、1990、p.1）、会計の歴史はその職能の開発および展開の過程である（久野、1973、p.7）と考えるのであれば、ここでは会計職能を「どの時代どのような場所においても会計である限り行われる」はたらきとして捉えて、三井家の帳合法の意図を探っていくことが適当ではないかと思われる。これは森藤（1994）がいうところの会計職能ではないが、近世日本という時代と場所で行われた会計処理法の意図を探るには、まずはこのように会計職能を捉えることが適当である。

会計職能をこのように捉えることは、黒澤（1959）と若杉（2009）の捉え方とも通じるところがある。黒澤（1959）は、会計の原始的機能は、企業活動を帳簿に記録すること、すなわち記録の職能にあり、ここから他のすべての会計職能が分化したと述べている（p.68）。記録の職能は、財産の保全に寄与し、財務的情報を利害関係者に伝達する役割を同時遂行してきたことから、記録の職能のうちに保全の職能と情報の職能が内在していた（p.81）。保全の職能は、それが遂行されることによって、はじめて記録の職能も完成し、そこから測定の職能が導き出され（p.85）、管理の職能が展開されるとしている（p.91）。

若杉（2009）は、「会計の職能は会計を行うこと自体によって遂行される職能と会計が測定し、伝達する会計情報を用いることによって果される職能の二つに大別して考えることができる」（p.27）とし、前者の会計職能として、会計測定職能、会計伝達職能、財産の管理保全職能、会計法規や基準の会計実践に対する指導規制職能、会計監査職能、および資金創造職能の6つをあげている。これら後半3つの会計職能は、近代社会における企業会計にあって発揮される（p.25）。

本章では、若杉（2009）のいう「会計を行うこと自体によって遂行される職能」のうち会計測定職能、会計伝達職能、および財産の管理保全職能から、三井家の帳合法の意図を探っていく。これらの3つの会計職能は、黒澤（1959）のいう記録の職能、情報の職能、保全の

職能、測定の職能、および管理の職能をほぼ含むものとなっており、近世日本社会においても期待されていた会計職能と思われるからである。

5.2 会計測定職能における意図

若杉(2009)は、会計測定職能を会計諸活動のプロセスの第1段階に位置づけ(p.28)、「企業の経済活動を、複式簿記、原価計算等の伝統的な計算技術や最近開発されるにいたった諸計算技術などを用いて、記録、計算、分類、総括して一定の計数的情報に加工することをいう」と述べている(p.27)。三井家では日々行われる経済活動を『金銀出入帳』に記録し、『金銀出入寄』に転記することによって分類・集計した。『金銀出入寄』の記録は『大元方勘定目録』に集約され、そこで財産計算、損益計算、および期末資本計算に関する会計情報を作成したのである。

このようなプロセスによって三井家の経済活動を『大元方勘定目録』に集約することの意図はどこにあったのだろうか。『大元方勘定目録』の財産計算部分と損益計算部分からは、三井家の期間損益が明らかになる。商家は経営を計数的に管理するための方法として損益計算を重視したとされ(小倉、1978、p.23)、それは三井家においても同様だと考えられる。創業から50年近くが経ち、経営組織が整備され、経営管理のための諸規則も制定され、継続企業として揺るがない基盤を確立していた享保期においては、三井家の事業を一元的に管理するために、大元方で期間損益を把握する必要があったと思われる。

続いて、期末資本計算部分においては、期末資本を計算することで資本の蓄積額が明らかになる。さらにこの部分では、簿外処理されている不動産所有額が計上され、修正後期末資本で同苗への持ち分計算が行われる。不動産を簿外処理していることについては、いくつかの見解がある¹⁸⁾が、三井家が不動産を無視できない資産であると考えていたことは、期末資本計算部分における追加計上処理から明らかである。不動産の所有額は資産の中で比較的高い割合を占めている¹⁹⁾こともあるが、三井家において不動産は資本の一部をなす家産であると考えられていたことが推定できる。だからこそ、期間損益計算から不動産を除外しても、同苗の持ち分計算を行う際には外せなかったのであろう。

5.3 会計伝達職能における意図

若杉(2009)は、会計伝達職能を「会計測定プロセスを経て作りだされた会計情報をそのまま、あるいは利用者に利用しやすい形にあらわし、これを何らかの方法を用いて利用者に伝える行動である」(p.28)と述べている。吉田(1980)によれば、会計における伝達は、企業内部の伝達と企業外部への伝達に分かれる。内部伝達は内部管理のための手段であって、組織的・機能的に実施される。すなわち、各経営階層の責任管理に応じて組織的に情報伝達が行われることにより、各階層の経営責任が会計的に明確化される。さらに各種の経営活動および機能を対象とした情報伝達によって、経営の効率的な管理を達成しようとする(pp.104-105)。

三井家では会計測定プロセスにおいて作成された『大元方勘定目録』は、長老格の同苗宛てに報告された。すなわち、企業内部への伝達である。『大元方勘定目録』を作成したのは筆頭手代すなわち元メであり、そこには自らの経営責任を『大元方勘定目録』を通じて明確化しようとする意図がうかがえる。また、大元方で事業を一元的に管理するには、各営業店への投融資額やそれから得られる収益を把握する必要があり、それができて初めて経営の効率的な管理も可能になる。同様のことは、同苗の経済生活管理においてもいえる。大元方は三井家の事業と同苗を統轄すること、すなわち一元的に管理することを目的に設立された。その目的を達成するためには、三井家の事業と同苗の経済生活に関する会計情報を一元的に集約する必要があり、その役割を果たすために『大元方勘定目録』の作成とその内部伝達が必要だったのである²⁰⁾。

5.4 財産の管理保全職能における意図

若杉(2009)は、「財産の管理保全とは、株主をはじめ企業外部のステイク・ホルダーから資金の委託を受けた企業は、これをもって企業目的の遂行にとって必要不可欠な各種の資産を調達し、これらを利用しなければならないが、その資産を有効適切に利用することができるように完全な状態に保つことを意味している」(p.29)と述べている。そして、「このことはまた企業が資金の委託者に対する受託者としてのアカウントビリティ遂行の一環をなしている」(pp.29-30)と述べている。

三井家では同苗が総有する家産を元手とし、それを大元方が傘下の営業店に投融資することで事業が営まれていた。すなわち、財産の委託者が同苗で、その受託者が大元方であるという委託受託関係が成立しているのである。したがって、受託者である大元方は、同苗の家産を事業活動にどのように運用し、その結果、どれだけの成果を上げたのかを委託者である同苗に報告する責任がある。その役割を果たすために『大元方勘定目録』の作成が必要であり、そこでの会計情報は同苗の関心を満たすものでなければならなかった。同苗の関心は期間損益に関する情報もさることながら、最大の関心は自らの家産の維持・拡大にあったと思われる。その関心を満たすのが『大元方勘定目録』の期末資本計算部分である。簿外処理されていた不動産を追加計上して修正後期末資本を計算したのも、修正後期末資本に基づいて持ち分計算をしたのも、家産の蓄積状態に加え、たとえ分割所有することはできなくても家産の自らの持ち分を明らかにするためであったと考えられる。

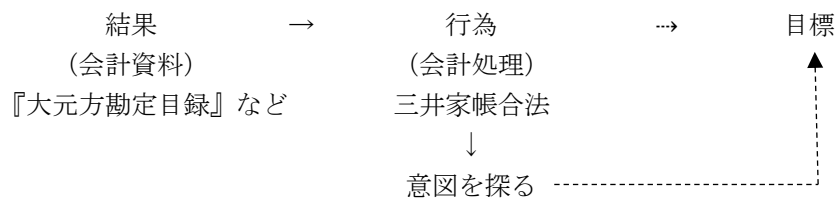
三井家の同苗は、大元方の運営をはじめとする三井家の経営にも携わっていたので、委託者であると同時に受託者でもある。しかしながら、大元方の運営は、同苗と元メをはじめとする主だった奉公人との合議制であったため、委託者イコール受託者ではない。『大元方勘定目録』は、委託者ではない元メが作成していることから、元メが自らの経営責任を明らかにすることに加え、委託者からの財産の受託責任を果たすことを意図していたことがうかがえる。

6 おわりに

本稿では、会計史研究と経営史研究の接点を探るためのアプローチを検討し、近世日本における三井家の経営と帳合法を素材として、経営史研究に還元するような会計史研究を試みてきた。具体的には、会計職能という視点から三井家の帳合法の意図を探ることで、経営史研究に還元するような会計史研究を試みた。

三井家の経営は大元方と呼ばれる統轄機関によって行われ、大元方の決算帳簿として『大元方勘定目録』が作成された。『大元方勘定目録』の作成における三井家の帳合法の意図を会計職能の視点から探ると、期間損益計算、資本（家産）の蓄積状態を明らかにすること、経営責任の明確化、経営の効率的な管理、受託責任の遂行といったことが出てきた。これを企業活動の結果から目標を検出するプロセスに当てはめていくと、**図4**のようになる。

図4 経営史研究に還元するような会計史研究



結果としての会計資料を検討・分析することで、どのような行為すなわち会計処理が行われたのかを明らかにできる。三井家の場合は、会計資料に『大元方勘定目録』をはじめとする諸帳簿が該当し、それらを検討・分析することで三井家の帳合法を明らかにできる。本稿では、三井家の帳合法からその意図を探ることまでを行った。すなわち、**図4**の実線の矢印部分が本稿で試みた内容である。点線の矢印部分、すなわち行為または意図から目標を検出するプロセスは本稿では試みていないが、従来の会計史研究は結果から行為を明らかにするプロセスでとどまっていたものが多く、そこから一步踏み込んで意図を探るプロセスまで行うことによって、経営史研究との距離は近くなり、経営史研究の諸問題の検証に貢献できる部分も多くなるのではないかとと思われる。

経営史研究に還元するような会計史研究が行われることは、経営史研究の発展に貢献するだけにとどまらない。経営史研究の発展は、それを背景とする会計史研究の深化への貢献につながる。両者が共に歩み寄り、互いの研究成果を還元しあうことによって、共に発展していくという相乗効果が期待できるのである。ここに会計史研究と経営史研究の接点を探る意義がある。

注

- 1) 「帳合」という用語の意味には特に定まったものがなく、「帳合」という用語について説明をしている文献も決して多くはない。『広辞苑』では「帳合」という用語の意味として、「①現金または商品の勘定と帳簿面とを照合して、計算の正否を調べること」、「②帳面に記入すること」、「③損益などを計算すること」の3つをあげている。明治6(1873)年に出版された福澤諭吉の『帳合之法』では、book-keepingの訳語として「帳合」という用語を用いている(福澤、2001、二編付言 p.1)。すなわち、「帳合」という用語は、簿記という意味で用いられている。宮本又次(1957)は、「商業帳簿は今日に於てこそ、主として計算的使命を担うものであるが、元来は備忘記録をその起源とするものであったと思われる」(p.87)と述べた上で、「帳合」を「帳簿記入の事務」(p.90)と述べている。茂木(1976)は、「中世北イタリアに発生した簿記法は、今日、『複式簿記法』と呼ばれているものであり、わが国のものは『和式帳合』と呼ばれるものであるが、江戸時代では『帳合』と呼ばれていた」(p.4)と述べており、「和式帳合」をわが国で生まれた固有の簿記法という意味で用いている。西川(1993)は、「江戸時代の言葉の『勘定』が現代語の決算とか会計に、『帳合』が簿記に、ほぼ相当する」(p.ii)と述べている。また、小倉(1962)、新保(1971)、河原(1977)においては、「帳合」または「帳合法」という用語を所与のものとして用いており、それについての説明はないが、わが国で生まれた固有の簿記法という意味で用いている。

以上のことから、本稿では「和式帳合法」という用語を、「わが国で生まれた固有の簿記法」という意味で用いることにする。ここでの簿記法とは、単純に帳簿に記入するというレベルのものから損益計算を行うレベルのものまでを含む。さらに、固有の簿記法とは、ここでの簿記法が必ずしも西洋式簿記の帳簿体系や記帳・計算技法によっているわけではない、という意味で用いている。

- 2) 安岡(1970)の「第1部 鴻池の研究」の第2章において『算用帳』に基づいた鴻池家の帳合法、「第2部 三井の研究」の第7章において『大元方勘定目録』に基づいた三井家の帳合法が研究されている。
- 3) 和式帳合法の研究において、個別商家の帳合法が中心であるのは、和式帳合法は「きわめて現実的・実務的な簿記法であって、実践のその都度、その都度に帳簿も出現した」(茂木、1976、p.10)という事情があり、「商家の秘密主義にわざわざいさ微妙な特異性のあるものをつくり上げた」(小倉、1979、p.260)ことによるとされている。すなわち、和式帳合法は各家独自で発達したものであり、共通性に乏しく個別性が強いという特徴があるため、まずは個別研究が必要とされているのである。
- 4) 『宗竺遺書』は、三井文庫(1973)と三井・山口(1969)によって、その全文が翻刻・紹介されている。安岡(1978)は、家法を次の5つに分類した上で、『宗竺遺書』を家訓と家憲を含むものと位置づけている(p.3、p.12)。
1. 家訓——家の管理について心得ておくべき教訓のようなもの。
 2. 家憲——相続・分家など家訓の基本を具体的に定めたもの。
 3. 店訓——店運営の心得ともいうべきもの。
 4. 店則——店の運営、業務の執行に関する具体的指針および規則。
 5. 使用人規則——奉公人や別家に関する規定。
- 5) 三井家では奉公人を序列化し、多くの職階を設けた。その内容は営業店によっても時代によっても異なる。たとえば、宝永7(1710)年における江戸本店の役職は、上から元ヰ1名、名代1名、支配人3名、組頭5名、役頭8名、目付4名であった(三井文庫、1980、p.99)。奉公人の頂点に位置する元ヰは、『宗竺遺書』においても、「元ヰ役之事」という項目の冒頭に「家の守り第一之役人ニ

候」と記され、その位置づけが定められている。

- 6) 内寄合（元方寄合）における審議事項は、大元方寄合の議事録に該当する『寄会帳』（三井文庫所蔵史料、別 2652～2663）の記事内容を整理した『寄会帳操出』（別 876）から知ることができる。『寄会帳操出』では議題項目として、社寺（佐々木神社、真如堂、西教寺、真盛寺等）、松坂一卷、下屋鋪井家守方、河州新田、道中定宿、長崎中野、一家附込、手代（京都并他国）、手代（江戸、大坂）、諸色、施行方、紀印、牧印の13項目があげられているという。このうちとくに重要な議題は、一家附込、手代、諸色の3つである。一家附込の事項では、同苗申し合わせ、親族吉凶、同諸入用、隠居願、普請願、褒美銀・役料申渡しなどに関することが議題となっている。手代は、三井苗字申渡し、隠居相続願、宿手手代急用貸金願、合力願、諸祝儀などに関することが議題となっている。諸色の事項では、営業店から大元方への臨時納の仕方、手代俸の店への出勤の格式、江戸家方35か所の両替店請切の仕方、江戸抛金仕法、中途登り手代振舞、墓参の仕様などが議題として記録されている（三井文庫、1973、pp.786-787）。
- 7) 『規矩録』は7冊作成されたというが、現存しているのは京都両替店、綿店、および御用所に宛てた3冊だけである。しかしながら、3冊の『規矩録』は、若干の違いこそあれほぼ同文であり、同じ内容の『規矩録』が本店を含めた営業店に示されたことが推測されている（三井文庫、1980、p.97）。なお、『両替店規矩録』（三井文庫所蔵史料、新9）と『綿店規矩録』（三井文庫所蔵史料、本1086）は、三井文庫（1973）において、その全文が翻刻・紹介されている。
- 8) 『宗竺遺書』では同苗の賄銀の支給額を身上1割歩につき銀1貫500匁と定めており、それに各家の持ち分を乗じた額が賄銀の支給額となった。さらに『宗竺遺書』では、各家の当主の隠居料、次男以下の者への資産の分与額、女子の婚礼費用、家屋の普請料、大病を患った時の費用、冠婚葬祭費用などについても詳細に規定された。
- 9) 『金銀出入帳』は、文化11（1814）年下期のものが西川（2004）によって翻刻・紹介されている。
- 10) たとえば、当主への役職手当が現金で支払われずに社内預金のような形で大元方内に留保された場合は、一方で役職手当が現金で支払われたように出金取引として記入され、他方でその額がすぐに預け入れられたように入金取引として記入される。すなわち、役職手当である費用と当主からの預り金である負債とが対になって記帳されるのである（西川、2004、p.7）。これを現在の仕訳で示すと、次のようになる。
- | | | | | |
|----------|-----|---------|-----|-----|
| (借) 役職手当 | ××× | (貸) 金 | 銀 | ××× |
| (借) 金 | ××× | (貸) 預り金 | ××× | |
- 11) 『金銀出入寄』は、文化11（1814）年下期のものが西川（2004）によって翻刻・紹介されている。
- 12) 西川（1993）は、『金銀出入寄』は、必要な修正記入を行って、この帳簿を集約すれば、いつでも簿記の主目的たる財務諸表を作成して、損益を確定し、財政状態を明らかにすることができるという意味で、総勘定元帳であるといつてさしつかえなからう」（p.341）と述べた上で、『金銀出入寄』が今日の総勘定元帳と異なる点として、『金銀出入寄』には、集合勘定と“資本金”勘定とが欠け（リザーブの諸勘定は当然ある）、また、決算は同帳簿上ではなく、『大元方勘定目録』で行われる」（p.341）ことをあげている。
- 13) 『家有帳』は、今井（1974）によって翻刻・紹介されている。
- 14) 『大元方勘定目録』の基本構成は、宝永7（1710）年から明治6（1873）年まで変化はない。しかし、その表示形式、会計計算方法、会計処理法などは時代によって異なる。ここでは、それらが確立した享保期の『大元方勘定目録』を前提に三井家の帳合法について述べていく。なお、享保期の

『大元方勘定目録』の計算構造や内容を詳細に分析したものに、西川(1993、2003)および飯野(1998)がある。

- 15) 江戸時代の貨幣は、金・銀・銭の3種から成っていた。金は江戸を中心とする東国で流通し、両・分・朱の単位で表示され、銀は大坂・京都を中心とする西国で流通し、貫・匁の単位で表示された(新保、1978、pp.161-162)。『大元方勘定目録』でも金建てと銀建てによって表示され、最終的な合計額は銀に換算されている。本稿の表ではわかりやすくするために、全項目を銀に換算して表示している。
- 16) 小倉(1978)は、和式帳合法における決算構造を、部分的な損益計算が行われているだけの段階(p.4)のものから、貸借対照表の計算と損益計算書の計算とが同一の損益額を算出し、両者が表裏となって計算を証明できる関係にある段階(pp.16-17)のものまでの4つに分けている。三井家の帳合法は、4つの発展段階の最終段階にあるものとして位置づけられている。
- 17) 期末資本計算後に『家有帳』記載の不動産所有額を加えるという会計処理が行われたのは、安永3(1774)年までである。それ以降は、不動産も財産計算部分の「貸シ方」に資産計上され、現在でいうところの貸借対照表本体で認識されている。
- 18) 河原(1976)は不動産を簿外処理していることについて、「一般的に当時の各商家の帳合法では、不動産は簿外資産としており、現物管理でじゅうぶんであるという考えがあった」(p.281)と述べている。西川(1993)は、「おそらく、同苗居宅の『大元方』への帰属に関して同苗間で意見の一致がみられなかったので、暫定的に江戸・大坂の不動産のみを『元建差引』で追加計上した形式がそのまま固定してしまったためであろう」(p.126)と述べている。
- 19) 享保9(1724年)下期の不動産所有額は2,995貫812匁5分であり、大元方の資産の中では営業店への融資額、穴蔵・土蔵に次ぐ額となっている。
- 20) 会計の伝達には外部伝達もあるが、三井家では会計情報の外部への報告はなかった。そもそも近世日本においては、資産や収益・利益に対する課税がなく、今日でいうところの課税当局向けの外部報告が出現する余地はなかった(西川、1995、pp.213-214)。さらに、三井家の事業資本は同苗の家産であり、外部から調達された資本はなかったため、外部報告の必要性はなかったのである。

参考文献

- [1] 飯野幸江(1996)「三井大元方の成立と大元方勘定目録」『小樽女子短期大学研究紀要』第25号、pp.115-146
- [2] 飯野幸江(1998)「享保期における三井大元方勘定目録」『小樽女子短期大学研究紀要』第27号、pp.163-181
- [3] 今井典子(1974)「大元方『家有帳』」『三井文庫論叢』第8号、pp.197-268
- [4] 大森研造(1921)「我国在来の商業帳簿」『経済論叢』(京都大学)第12巻第5号、pp.775-791
- [5] 小倉榮一郎(1962)『江州中井家帖合の法』ミネルヴァ書房
- [6] 小倉榮一郎(1978)「和式帳合法発達段階の実証」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第11号、pp.1-26
- [7] 小倉榮一郎(1979)「日本会計史 [1] わが国固有の簿記会計法」小島男佐夫編『体系現代会計学第6巻 会計史および会計学史』所収、中央経済社、pp.259-283
- [8] 河野正男(1992)「会計領域の拡大と会計職能の展開」『会計』第141巻第5号、pp.1-13

- [9] 河原一夫 (1977) 『江戸時代の帳合法』 ぎょうせい
- [10] 久野光朗 (1973) 「会計職能の再検討」 『会計』 第104巻第4号、pp.7-22
- [11] 黒澤清 (1959) 「会計職能の発達と会計学の発展」 黒澤清編 『体系近代会計学 1巻 会計学の基礎概念』 所収、中央経済社、pp.3-99
- [12] 桑原正行 (2011) 「会計史研究の意義－アプローチと役割－」 『会計史学会年報』 第30号、pp.17-21
- [13] 作道洋太郎 (1966) 「鴻池両替店の帳合法」 『社会経済史学』 第32巻第2号、pp.156-183
- [14] 佐々木重人 (2011) 「会計史研究の意義と今後の課題」 『会計史学会年報』 第30号、pp.7-10
- [15] 新保博 (1971) 「わが国在来帳合法の成立と構造」 『国民経済雑誌』 第123巻第4号、pp.1-19
- [16] 新保博 (1978) 「幕藩制社会の諸問題 3 貨幣・金融・財政」 正田健一郎・作道洋太郎編 『概説日本経済史』 所収、有斐閣、pp.160-176
- [17] 鈴木和哉 (2015) 全国大会報告 「パネル報告Ⅱ：会計史研究と経営史研究－両者の接点を探る－」 『経営史学』 第49巻第4号、pp.81-84
- [18] 鈴木良雄 (2004) 「会計史学と経営史学との交渉」 『会計史学会年報』 第23号、pp.1-9
- [19] 染谷恭次郎 (1990) 「社会経済環境と会計職能－財務情報開示職能一辺倒に対する反省－」 『会計』 第137巻第2号、pp.1-9
- [20] 中井信彦 (1966) 「三井家の経営－使用人制度とその運営－」 『社会経済史学』 第31巻第6号、pp.88-101
- [21] 中田易直 (1958) 『三井高利』 吉川弘文館
- [22] 中部よし子 (1972) 「江戸時代前期における記帳と帳合」 『神戸学院経済学論集』 第4巻第3号、pp.21-38
- [23] 新村出編 (2008) 『広辞苑 第6版』 岩波書店
- [24] 西川登 (1993) 『三井家勘定管見－江戸時代の三井家における内部報告会計制度および会計処理技法の研究－』 白桃書房
- [25] 西川登 (1995) 「会計組織と簿記技法」 安岡重明・天野雅敏編 『近世的経営の展開』 所収、岩波書店、pp.197-232
- [26] 西川登 (2003) 「財務数値からみた享保・元文期の三井家大元方」 『商経論叢』 (神奈川大学) 第38巻第4号、pp.1-18
- [27] 西川登 (2004) 『三井家勘定管見 [資料篇]』 白桃書房
- [28] 橋本寿哉 (2015) 「中世後期イタリアにおける商業組織の発達と複式簿記の生成－会計史研究と経営史研究の接点を探る－」 『経済研究』 (大東文化大学経済研究所) 第28号、pp.1-12
- [29] 林玲子 (1991) 「近世における商業の発展」 岡光夫・山崎隆三・丹波邦男編著 『日本経済史－近世から近代へ－』 所収、ミネルヴァ書房、pp.149-178
- [30] 福澤諭吉 (2001) 『帳合之法』 復刻版
- [31] 三井文庫編 (1973) 『三井事業史 資料篇一』 三井文庫
- [32] 三井文庫編 (1980) 『三井事業史 本篇第一巻』 三井文庫
- [33] 三井礼子・山口栄蔵 (1969) 『『宗寿居士古遺言』と『宗竺遺書』』 『三井文庫論叢』 第3号、pp.215-259
- [34] 宮本又次 (1957) 「江戸時代の帳簿と帳合」 『大阪大学経済学』 第6巻第3・4号、pp.87-112
- [35] 宮本又郎 (1995) 「日本型企业経営の起源」 宮本又郎・阿部武司・宇田川勝・沢井実・橘川武郎 『日本経営史－日本型企业経営の発展－江戸から平成へ－』 所収、有斐閣、pp.1-79
- [36] 茂木虎雄 (1976) 「和式帳合と洋式簿記－複式簿記法展開の世界史的体系化の問題－」 『立教経済

学研究』第29巻第4号、pp.1-41

- [37] 森藤一男（主査）（1994）『会計職能の研究』日本会計研究学会第53回全国大会スタディ・グループ報告
- [38] 安岡重明（1970）『財閥形成史の研究』ミネルヴァ書房
- [39] 安岡重明（1978）「商家における家憲の成立（試論）－住友家法のかくれた部分との関連において－」『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第24号、pp.1-15
- [40] 安岡重明（1995）「概説 江戸期－一八八〇年代」安岡重明・天野雅敏編『近世的経営の展開』所収、岩波書店、pp.1-59
- [41] 吉田寛（1980）「会計職能の発展と会計学」山榊忠篤責任編集『体系近代会計学第1巻 会計学基礎理論』所収、中央経済社、pp.91-120
- [42] 若杉明（2009）『企業会計の基礎的考え方』東京リーガルマインド

付記

本稿は、経営史学会第50回全国大会（2014年9月11日～13日）でのパネルセッション「会計史研究と経営史研究－両者の接点を探る－」において、筆者が報告した内容に基づいている。

（平成27年5月11日受付、平成27年7月10日再受付）